

「ABSLINK」利用約款

この利用約款（以下「本約款」といいます。）は、オートビジネスサービス株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様向けに提供する「ABSLINK」（本約款第2条にて定義し、以下「本サービス」といいます。）をご利用いただく場合の条件や権利義務関係を定めたものになります。お客様は、本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）の申込みおよび本サービスのご利用に際しては、本約款の全文をよくご確認いただいた上で、本約款に同意いただく必要がございます。

第1章 本サービスのご利用に関する規定

第1条 （本約款等の遵守）

利用者は本契約の締結および本サービスのご利用にあたって、本約款に加えて、SFDC（第2条にて定義します。）が定める規約（[salesforce_MSA-jp.pdf](#)）に定める利用上の制限事項を遵守することについて、あらかじめ了承するものとします。

第2条 （定義）

1. 「本サービス」とは、SFDCが提供するクラウドサービスを利用して当社が提供する、整備費用の請求・契約情報管理サービスである「ABSLINK」をいい、本サービスの内容、種類および提供方法については、当社の判断により変更されることがあります。
2. 「本契約」とは、利用者となろうとする者が、当社に対して申込みをし、当社が当該申込みを承諾することによって成立する本サービスの利用契約のことをいいます。
3. 「利用者」とは、当社が別途定める方法により、当社との間で本契約を締結した者をいいます。
4. 「SFDC」とは、本サービスにかかるクラウドサービスを提供するライセンサーである株式会社セールスフォース・ジャパン（旧商号：株式会社セールスフォース・ドットコム）をいいます。
5. 「当社」とは、オートビジネスサービス株式会社をいいます。

6. 「本コンテンツ」とは、当社による本サービスの提供に用いられる全てのコンテンツをいいます。

7. 「本サイト」とは、当社が本サービスを提供するウェブサイトをいいます。

8. 「基本契約」とは、利用者が本サービスを利用する根拠となる第3条（利用条件）に定める契約をいいます。

9. 「整備工場」とは、第3条第1号に定める利用者の基本契約の対象となる自動車整備工場をいいます。

10. 「整備費用」とは、当社と利用者との間の基本契約その他の車両管理に係る契約に基づき、当社が利用者に支払う車両整備の対価をいいます。

第3条 （利用条件）

本サービスを利用するためには、以下の条件のいずれかに該当する必要があります。

- ① 当社との間で基本契約を締結する、または、既に締結している自動車整備事業者
- ② その他当社が本サービスの利用を特に認めた者

第4条 （本契約の締結）

1. 本サービスを利用するには、当社が別途指定する方法により本契約を締結する必要があります。

2. 当社は、利用者となろうとする者の属性その他諸般の事情を総合的に勘案し、本契約を締結することが適当でないと合理的に判断した場合には、本契約の締結を拒否することがあります。

3. 利用者が登録した情報（以下「登録事項」といいます。）に変更が生じた場合、当社が別途指定する方法により、直ちに登録事項を変更しなければなりません。

第5条 （ご利用期間）

利用者が本約款を遵守することを条件として、当社は、利用者に対し、本サービスを利用することができる、非独占的な権利を利用者に付与します。当該権利は、利用者または当社が本契約を終了させない限り、有効に存続するものとします。利用者は、本サービスま

たは本コンテンツを再配布または転送しないことあらかじめ了承するものとします。

第6条 (IDの管理等)

1. 本契約の申込にあたり、利用者は当社の定める形式の ID を当社に届け出るものとし、本契約締結後、SFDC より利用者に対し当該 ID に紐づいたパスワードが付与されるものとします。
2. 利用者は、本サービスのログインに用いる自己の ID およびパスワード（以下「ログイン情報」といいます。）を、自己の責任において、厳重に保管・管理し、第三者に使用させたり、譲渡または漏えいさせたりしてはなりません。
3. 当社に登録されたログイン情報を用いてログインした上で本サービスの利用がされた場合、当該利用は登録された利用者からの利用とみなし、その利用について当社は責任を負いません。
4. 当社は、当社に故意または重過失がある場合もしくは当社のログイン情報の漏えいにより第三者が利用者本人のログイン情報を利用した場合を除いて、利用者のログイン情報の漏えいまたは不正使用により利用者に生じた損害についての補償は一切行わないものとします。
5. 利用者は、ログイン情報が漏えいした場合または第三者によって不正に使用されていることが判明した場合、直ちに当社に連絡するものとし、当社の指示がある場合はその指示に従うものとします。

第7条 (本サービスの終了等)

1. 以下の各号に定める事由が発生した場合、当社は、当社の独自の判断により、利用者に事前に通知することなく、本サービスの一部もしくは全部の提供を一時中断または停止することがあります。
 - ① 本サービスのための装置もしくは本サービスの提供に利用するシステムの保守点検、更新、修理または変更を定期的にもしくは緊急に行う場合
 - ② 第 13 条第 1 項所定の不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合
 - ③ その他、運用上あるいは技術上当社が本サービスの一時中断、もしくは停止が必要であ

るか、または不測の事態により、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合

2. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部または一部の提供をいつでも終了することができるものとします。当社は、本サービスの全部または一部の提供を終了するときは、やむを得ない場合を除き、利用者にその旨通知します。

第8条 （禁止事項、本サービスの利用停止等）

1. 利用者は、以下に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- ① 当社が指定した方法以外の方法によって、本サービスを利用する行為
- ② 他者になりすまして本サービスを利用する行為など、虚偽または不正確な情報を登録する行為
- ③ 本サービスを利用するコンピュータに保存されているデータへ不正アクセスする、またはこれを破壊もしくは破壊するおそれのある行為
- ④ 本サービスの運営または他の利用者による本サービスの利用を妨害する行為
- ⑤ 本サービスを使用した営業活動ならびに営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用
- ⑥ 他の利用者の個人情報を収集すること、蓄積すること、またはこれらの行為をしようとする
- ⑦ 本サービスを使用許諾、貸与またはリースその他の方法で第三者に使用させる行為および本契約に違反して第三者にログイン情報を利用させる行為
- ⑧ 本サービスを構成するソフトウェアの解析またはリバースエンジニアリングをする行為
- ⑨ 公序良俗に反する行為およびその他国内外の法令に反する行為
- ⑩ その他当社が不適切であると合理的に判断する行為

2. 当社は、利用者について以下の事由が発生した場合、何らの催告をすることなく、直ちに当該利用者による本サービスの利用を停止し、利用者登録を取消しまたは本契約を解除（以下「本サービスの利用停止等」といいます。）することができます。

- ① 本契約または本約款その他当社と締結している契約の規定に違反した場合

- ② 反社会的勢力等に該当した場合
- ③ その他利用者による本サービスの利用が不適切であると当社が合理的に判断した場合

第9条 (本契約の解約等)

1. 利用者は、当社が別途定める方法によりいつでも、本契約の解約を申し出ることができます。解約の効力は、利用者の解約申出が当社へ到達し、当社が当該申出を受理した時点で生じるものとします。
2. 利用者と当社との間の基本契約が終了する等、利用者が第3条(利用条件)に定める者に該当しなくなった場合には、本契約は当然に終了するものとします。

第10条 (権利の帰属)

当社による本サービスの提供に用いられる全てのコンテンツ(以下「本コンテンツ」といいます。)に関する権利は、全て当社またはライセンサーに帰属します。

第2章 本サービスの内容に関する規定

第11条 (本サービスの内容)

1. 利用者は、本サイトを通じて、以下の機能を利用することができます。ただし、利用者が本サイトで閲覧等を行うことができるのは、当該利用者が、整備工場において受託しているメンテナンス管理業務の対象車両に関する情報に限られるものとします。
 - ① 整備スケジュール、車両管理関連情報、メンテナンス内容、支払情報および契約情報の確認
 - ② 一部項目への情報の書き込み
 - ③ 点検レコードを通じた当社への整備費用の申請および請求

④ メンテナンス管理業務の一部の委託の申込み

2. 前項各号に定める機能は、当社の独自の判断により、予告なく追加、変更または削除される場合があります。

3. 利用者（本条第1項第3号に規定する本サービスの機能を利用できる利用者に限りま
す。）は当社に対し、本サービスの点検レコードを通じて、当社が本サービスにて定める
各種作業内容の入力および当該作業内容に係る費用請求をすることができます。

4. 利用者が前項の規定に定める作業内容の入力を実施した場合、当社は、入力された作業
内容に応じて、以下の各号の対応を行うものとします。

① 当社が別途定める定型作業の場合、別途定める料金基準に従い、作業費用を算定の上、
算定された作業費用を本サービス上で利用者に提示します。この場合、利用者は当社に対
し、算定された作業費用を作業内容に対する費用として請求することができます。当該請
求は、当社が内容を精査の上、請求金額を承認した旨のメッセージその他当社が定める方
法により、利用者に承諾の意思表示を行った時点で確定するものとします。

② 非定型作業の場合、利用者は作業内容とともに当該作業に対する費用を入力の上、当該
費用を当社に対して請求するものとします。当社は、当該請求内容を、当社が別途定める
料金基準に従い精査します。当該請求は、請求金額を承認した旨のメッセージその他当社
が定める方法により、当社が利用者に承諾の意思表示を行った時点で確定するものとし
ます。

5. 前項の規定に基づき確定した請求に関する支払条件については、基本契約または当社と
利用者との間で別途締結する個別契約によるものとします。利用者は、当社が求めた場合
には支払条件に係る合意書面の取り交わしに応じるものとします。

6. 利用者が第3項の規定に定める請求をした場合、当社が別途承諾した場合を除き、当該
請求を撤回することはできません。

7. 当社から利用者に対して本サービスに基づき提供される情報は、当社と利用者との間で
別途締結された個別契約に基づき、利用者から当社へ提供された情報その他当社のシス
テムに登録された情報のうち、当社の判断により、利用者に関示・提供することを決定し
た情報となります。当社から利用者に対して本サービスに基づき提供される情報に変更
が生じた場合には、変更された情報が本サービスに反映されるまで、所定の日数を頂戴す
ることを、利用者はあらかじめ了承するものとします。

8. 利用者が本サービスを通じて閲覧することができる情報について、当社が定める期間を

経過した時または当社の独自の判断により、当社は予告なく、その提供を終了することまたは当該情報を消去することがあります。利用者が本サービスを通じて情報が閲覧できなくなったこと等により被った損害について、当社は一切の責任を負いません。

9. 利用者が本条第4項各号の規定に基づき請求した作業費用の内容が確定した場合、当社は利用者に対して、支払通知書を電磁的方法（本サービスを通じて支払通知書のPDFファイルを提供する方法）により提供することを利用者はあらかじめ承諾するものとします。利用者は速やかに支払通知書の内容を確認し、内容に疑義がある場合には当該支払通知書の発行日から14日以内に当社に連絡するものとします。当該期間内に連絡がない場合には、利用者は当該支払通知書の内容に合意したものとみなします。

第12条 （お問合せ対応）

1. 当社は、電子メールその他当社が別途定める方法によりなされた利用者の求めに応じて、以下の各号のお問合せに対して対応するものとします。
- ① 本サービスの操作方法
 - ② 本サービスの不具合の原因調査または回避方法
2. 次の各号に定めるご相談または不具合対応は、前項に定めるお問合せの対象外とします。
- ① 本サービスの操作方法以外の相談
 - ② 本サービスを構成するソフトウェアの改変、動作環境外の利用または当社が定める利用方法以外の利用に起因する不具合対応
 - ③ 利用者の責に帰すべき事由に起因する不具合対応
 - ④ 天災地変その他不可抗力に起因する不具合対応
3. 利用者は、第1項に定めるお問合せを行う場合、お問合せに関する利用者の担当者は、本契約締結時に利用者が申告した利用責任者（以下「取引責任者」といいます。）が務めるものとし、取引責任者は当社に対し、その連絡先を速やかに通知するものとします。また、取引責任者が変更したときは、利用者は当社に対し、速やかにその旨を通知するものとします。
4. 当社は、善良なる管理者の注意をもって利用者からのお問合せに対応しますが、利用者の問題が完全に解決することを保証するものではありません。

5. 第1項に定めるお問合せ内容への対応については、本サービスのライセンサーである SFDC または本サービスにかかるシステムの保守を担当する外部ベンダーが行うことがあります。利用者は、お問合せへの対応に必要な情報が、当社と SFDC または外部ベンダーとの間で共有されることをあらかじめ了承するものとします。

第13条 (保証の否認・免責)

1. 天災地変、自然災害、感染症の流行、戦争、暴動、内乱、法令の改廃・制定、政府機関の行為、労働争議、通信回線の障害、交通施設の障害または原材料もしくはエネルギー等の供給不足その他当事者の合理的な支配の範囲外で生じた事由（以下「不可抗力」といいます。）により本サービスの提供が遅延または不能となった場合、当社は遅滞なく利用者とその旨を通知します。この場合、利用者が損害を被った場合であっても、当社は利用者に対し、当該損害についての賠償責任を負いません。
2. 当社は、以下の事項について、いかなる保証も行わないものとします。
 - ① 本サービスが、利用者の特定の目的に適合することまたは利用者が期待する機能、有用性、品質、水準もしくは価値等を有すること
 - ② 本サービスが利用者に適用される法令に適合すること
 - ③ 本サービスにエラー、バグまたはその他の不具合が存在しないこと
 - ④ 本サービスにセキュリティ上の欠陥が存在しないこと
 - ⑤ 本サービスにおいて掲載される情報の真実性、正確性、完全性、最新性等
 - ⑥ 本サービスが第三者の権利を侵害していないこと
3. 利用者は、自己の責任で本サービス上に入力または記載したデータについて保全するものとします。当社は、利用者が本サービス上で入力したデータについて、バックアップする義務を負いません。
4. 本サービスをご利用するために必要な端末その他の機器、通信回線その他の通信環境等の整備および維持ならびにウイルス感染、不正アクセスおよび情報漏えいの防止等のセキュリティ対策は、利用者の費用と責任において実施するものとし、利用者が本サービスのご利用にあたり整備等する機器および通信環境等に起因して本サービスをご利用できなかった場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第3章 雑則

第14条 (損害賠償責任)

1. 本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、提供される情報等の流出もしくは消失等、本約款の変更・改廃または本約款に従って行う利用者登録の拒否もしくは取消しその他本サービスに起因もしくは関連して発生した利用者または第三者の不利益もしくは損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切責任を負いません。また、当社が利用者または第三者に対して、本サービスの利用に起因または関連した損害を賠償する責任を負う場合であっても、その責任の範囲は、現実が発生した、通常かつ直接の損害（逸失利益その他特別な事情により生じた損害を含みません。）に限り、その限度額は、賠償責任が発生した時点の前月から遡った直近1年間の委託料合計の1か月分平均額とします。
2. 当社の責に帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合であっても、当社は、本サービス上における利用者もしくは第三者のプログラムまたはデータの消失もしくは損壊について、一切責任を負いません。
3. 利用者が本サービスの利用に起因してもしくは関連して第三者に損害を与えた場合または第三者との間で紛争が生じた場合、利用者は自己の責任と費用をもって解決し、当社に損害を与え、または迷惑をかけてはならないものとします。また、利用者が本約款に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該利用者に対して、損害賠償の請求ができるものとします。

第15条 (反社会的勢力等の排除)

1. 当社および利用者（以下「当事者」といいます。）は、相手方に対して、以下の各号の事項を表明し、確約するものとします。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」といいます。）ではなく、将来にわたつて該当しないこと

- ② 反社会的勢力等によって経営を支配される関係、反社会的勢力等が経営に実質的に関与している関係、自己もしくは第三者の不正の利益を図りもしくは第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力等を利用している関係、反社会的勢力等に対して資金等を提供しもしくは便宜を供与するなどの関与、その他役員等または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係を有しておらず、将来にわたっても有しないこと
- ③ 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をしまは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと
2. 当事者が前項に違反した場合、相手方は違反当事者に対して何らの通知または催告なく、利用者登録の抹消、契約の解除その他相手方が必要と判断する措置を講じることができるものとします。
3. 第1項に違反した当事者は、当該違反に起因または関連して相手方に生じた損害を賠償するものとします。また、前項の相手方の措置により、違反当事者に損失、損害等が生じた場合であっても、当該違反当事者は、相手方に対して何ら請求できないものとします。

第16条 （第三者委託）

当社は、本サービスの保守対応、不具合対応または利用者のお問合せ対応その他本サービスに関する業務（以下「関連業務」といいます。）の全部または一部を、SFDC、外部ベンダーその他の第三者に委託することがあります。利用者は、当社による関連業務の第三者への委託について、あらかじめ了承するものとします。

第17条 （譲渡禁止）

利用者は、当社の書面による事前承諾なしに、本契約および本約款に基づく権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡、移転、担保設定または承継（組織再編行為などの包括承継を含みます。）することはできません。

第18条 （通知）

当社から利用者への通知は、利用者が本契約の申込時に当社に届け出た電子メールアドレスその他の連絡先に宛てて発し、その通知が通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。

第19条 （秘密保持）

1. 当事者は、本サービスに関連して、相手方が、書面、口頭その他の方法により提供した、技術、営業その他の事項に関する一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を、相手方の書面による承諾なく、提供した目的以外に使用し、または第三者に対して提供、開示もしくは漏えいしてはなりません。ただし、以下の情報については、個人情報を除き秘密情報から除外するものとします。

- ① 開示を受けた時点で自己が保有していた情報
- ② 開示を受けた時点で公知の情報または開示後に自己の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- ③ 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- ④ 相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報

2. 前項にかかわらず、当事者は、法令または司法機関もしくは行政機関の要請があった場合には、当該要請について相手方に対して速やかに通知することを条件に、当該要請に必要な範囲で秘密情報を開示することができます。

3. 第1項の規定にかかわらず、当社は、本契約に基づく義務の履行または本サービスを提供するために必要な範囲で、SFDC、外部ベンダーその他第三者に対して、秘密情報を開示することがあることを、利用者はあらかじめ了承するものとします。この場合、当社は秘密情報の開示先に対して、当該秘密情報の取扱いについて本条と同等の義務を課すものとします

4. 本条の義務は、本契約終了後も3年間（個人情報については期間の定めなく）存続するものとします。

第20条 （個人情報の取扱い）

利用者による本サービスの利用に関連して当社が知り得る個人情報の管理および取扱いについては、当社が別途定めるプライバシーポリシー（<https://www.abs-tokyo.co.jp/privacy/>）によるものとします。

第21条 （本約款の範囲および変更）

1. 当社が別途当社のウェブサイト上において掲示またはその他の方法により規定する個別規定および当社が随時利用者に対し通知する追加規定は、本約款の一部を構成します。また、本約款と個別規定および追加規定が異なる場合には、個別規定および追加規定が優先するものとします。
2. 当社は利用者の承諾なく、当社の独自の判断により、本約款を変更することがあります。この場合、当社が提供する本サービスの利用条件は変更後の利用約款に基づくものとします。当該変更は、あらかじめ当社に通知したアドレス宛の電子メール、当社ウェブサイト上の一般掲示またはその他当社が適当と認めるその他の方法により通知した時点より効力を発するものとします。

第22条 （合意管轄裁判所）

本約款および本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条 （協議解決）

当社および利用者は、本約款に定めのない事項または本約款の解釈に疑義が生じた場合には、相互に信義誠実の原則にしたがい協議の上、解決を図るものとします。

附 則

本約款は、2025年3月1日より効力を生ずるものとします。

2025年3月1日制定

オートビジネスサービス株式会社